

檀原市特別職の職員の報酬等について（答申）

1、はじめに

檀原市特別職報酬等審議会は、市長から議会議員及び行政委員の報酬並びに常勤の特別職の職員の給料の額について諮問を受け、令和4年10月19日から計3回にわたり審議を行った。

令和2年1月の本審議会における特別職等の見直し以降、檀原市を取り巻く状況の変化などを踏まえ、今回の見直しを行った。

委嘱を受けた委員は、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、自由闊達な意見交換を行いながら審議を進めた。

2、審議の経過及び論点

県内他市及び類似団体（Ⅲ―3）50団体のうち24市を抽出し、特別職等の給料・報酬額の比較、景気動向、檀原市の財政状況、人事院勧告、一般職給与の状況などの資料を分析し、様々な角度から議論を行った。

3、議論

（1）市長、副市長及び教育長の給料について

給料額の他市との比較では、県内でも、また類似団体内でも概ね中位に属しており、高額とは言えない。また、賃金を上げていく必要もあるのではという意見もあったが、本市の財政状況を踏まえると、本則を引き上げる必要も、引き下げる必要も無いという結論に至った。しかしながら、財政緊急事態宣言が出ている厳しい財政状況を踏まえると、更なる自主的な減額は引き続き継続されることが望ましい。

（2）議長、副議長及び議員の報酬について

報酬額の他市との比較では、県内では、議長は5位、副議長は4位、議員は4位、類似団体間では議長・副議長は9位、議員は10位と上位に位置している。しかしながら、議員数はこの10年間で3人減らしており、議員一人あたり人口は県内平均、類似団体平均を上回っていることから、本則は据置きとする。

（3）行政委員会の報酬について

行政委員会については、教育委員と監査委員において県内の他市との比較では偏りが見受けられるものの、類似団体間では中位に属している。また、行政委員会はその性質上、市ごとの活動内容や形態に地域差があり、金額の高低を主軸に評価することは適切ではない。

前回の本審議会からの答申後、法律や制度、活動内容に大きな変更はなく、今回は報酬額を見直すべき必要性が認められないので、据置きとする。

4、結論

- 市長、副市長、教育長の給料について、現行の額を据え置くことが妥当である。
- 議長、副議長、議員の報酬について、現行の額を据え置くことが妥当である。
- 行政委員会委員の報酬について、現行の額を据え置くことが妥当である。

5、付帯意見

財政緊急事態宣言が出され、将来を見据えたうえで緊縮財政を行っており、各種補助金も縮減された結果、市民活動が停滞し、市民生活に影響が出ていると言える。今後、税収（ふるさと納税等）の確保に努め、また更なる財政状況の改善を図り、行政サービスを充実させていく必要がある。このような状況下において、市長、副市長、教育長は自ら率先して給料の更なる引き下げを検討する必要もあるということも申し添えておく。